

◇新潟県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例（新潟県条例第1号）

1 基金の設置

東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に関し、ホストタウン及び事前キャンプ地において選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の財源に充てるため、新潟県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。